（第８号様式）

注１．鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

２．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している編成の数を記入すること。

３．車椅子スペースのある編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第１項、第３項及び第５項の基準に適合している編成の数を記入すること。

４．車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第１項の基準に適合している編成の数を記入すること。

（第８号様式）

注１．鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

２．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している編成の数を記入すること。

３．車いすスペースのある編成数の欄、便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第１項、第３項及び第５項の基準に適合している編成の数を記入すること。

４．車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第１項の基準に適合している編成の数を記入すること。